



2022年合格目標
基礎マスター・速修コース

消費税法

CONSUMPTION TAX

第1回 体験講義用テキスト



TAC税理士講座



032-0979-1026-12

回数	学 習 内 容	基本テキスト	トレーニング	理論マスター
第1回	消費税の概要 国内取引の課税の対象	P. 3 } P. 33	問題1 } 問題12	
第2回	国内取引の課税の対象 国内取引の非課税	P. 37 } P. 72	問題13 } 問題19	1-1 1-2 1-3
第3回	免税取引 国内取引の課税標準 税率	P. 75 } P. 97	問題20 } 問題30	1-4 2-1
第4回	実力テスト（通信添削問題） 輸入取引の課税の対象 輸入取引の非課税 輸入取引の課税標準 売上げに係る対価の返還等 貸倒れ	P. 101 } P. 131	問題31 } 問題35	1-1 1-3 2-1 3-14 3-16

（巻末付録）

- 申告書
- 理論問題解答上の注意点
- 計算問題解答上の注意点
- 理論暗記の方法

（編者注）

- 税率は、特段指示のある場合を除き、10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）を適用するものとする。
- 本テキストで次の用語が使用されますが、詳細はNo.4第4回で学習予定となっています。
 - ① 特定資産の譲渡等 ② 特定仕入れ ③ 特定課税仕入れ ④ 電気通信利用役務の提供

凡 例

＜略式名称＞	＜正式名称＞
法	消費税法
法附則	消費税法附則
令	消費税法施行令
令附則	消費税法施行令附則
規	消費税法施行規則
基 通	消費税法基本通達
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令
措 規	租税特別措置法施行規則
措 通	租税特別措置法通達
国通法	国税通則法
国通令	国税通則法施行令
国通規	国税通則法施行規則
法 法	法人税法
法 令	法人税法施行令
所 法	所得税法
所 令	所得税法施行令
関税法	関税法
関税令	関税法施行令
関定法	関税定率法
関定令	関税定率法施行令
輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

引用例

法 2①八	消費税法第 2 条第 1 項第八号
基通 5－2－1	消費税法基本通達 5－2－1

章番号	テ ー マ	テ キ ス ト			
		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
1	消費税の概要	●			
2	課税の対象	●			●
3	非課税	●			
4	免税	●			
5	納税義務		●		●
6	課税標準及び税率	●			●
7	仕入に係る消費税額の控除（原則）		●		●
8	仕入に係る消費税額の控除の特例		●	●	●
9	仕入に係る消費税額の調整			●	
10	その他の税額控除	●			
11	資産の譲渡等の時期				
12	課税期間				
13	納税地				
14	申告等		●	●	●
15	届出等				
16	国等に対する特例				

(注)  は基本テキストNo. 1の収録部分を示す。

<メ モ>

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

基礎マスター・速修コース P 3～33

テーマ 1

消費税の概要

理論：重要度 ★

計算：重要度 ★

これから消費税法を学習するにあたり、学習の範囲や法律の体系及び基礎的知識を身に付ける必要がある。ここではそれらの内容を確認していくこととする。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
1－1	消費税の学習範囲	No.1 第1回
1－2	消費税の性格	No.1 第1回
1－3	消費税の仕組み	No.1 第1回

1-1 消費税の学習範囲

税理士試験における消費税法の出題範囲は、「消費税法。消費税法に関する事項のほか、租税特別措置法、国税通則法など消費税法に関連する他の法令に定める関係事項を含む。」となっている。

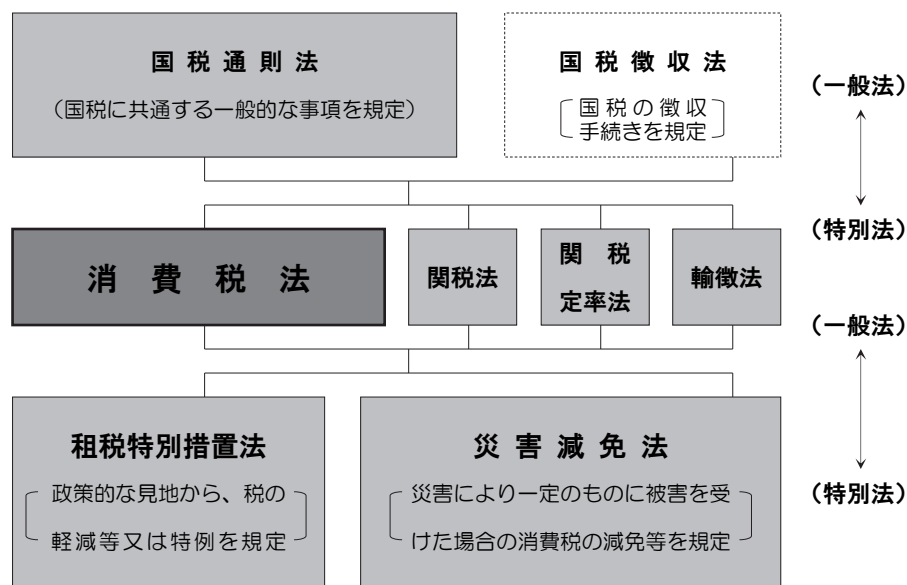
具体的には、次のものが該当する。

- | | | |
|---------|-------------------------|-----------|
| ① 消費税法 | ② 国税通則法 | ③ 租税特別措置法 |
| ④ 災害減免法 | ⑤ 国税徴収法 | ⑥ 関税法 |
| ⑦ 関税定率法 | ⑧ 輸入品に対する内国消費税の徴収に関する法律 | |

ただし、上記の各法律のうち「⑤ 国税徴収法」は、独立した試験科目として実施されるため、出題範囲からは除かれている。

① 各法律の関係

これらの学習範囲に含まれる各法律の関係を図示すると次のようになる。



※ 各法律の適用については、**特別法は一般法に優先して適用**される。

上記の各法律の中で、学習の中心となるのは「消費税法」であり、その学習の**9割以上**を占めることとなる。

② 消費税法の構成

(1) 税法の構成

法 律	施 行 令	施 行 規 則	基 本 通 達
法 律 (本 法)	国会で定められたもので、法の根幹をなす重要事項である。		
施 行 令 (政 令)	内閣が制定する命令で、技術的、専門的事項の細目等を定めたものである。		
施 行 規 則 (省 令)	財務大臣、各省大臣が発する命令で、手続的、様式的事項を定めたものである。		
基 本 通 達	上級行政庁が、法令の解釈や運用方針などについて、下級行政庁に発する命令、指令で、租税においては、国税庁長官によって行われている。しかし、基本通達は直接拘束力を持つものではない。		

(2) 消費税法の法律構成

【法 律】(第1条～第67条)	
第1章 総 則 (第1条～第27条) ① 定 義 ② 課税の対象 ③ 納税義務者及び免税事業者 ④ 納税義務の成立 ⑤ 納税地 第2章 課税標準及び税率 (第28条・第29条) ① 課税標準 ② 税 率 第3章 税額控除等 (第30条～第41条) ① 消費税額の控除 第4章 申告、納付、還付等 (第42条～第56条) ① 中間申告 ② 確定申告 ③ 還付を受けるための申告 ④ 引取りの申告 ⑤ 中間申告による納付 ⑥ 確定申告による納付 ⑦ 引取りに係る納付 ⑧ 還 付 ⑨ 更正の請求 第5章 雑 則 (第57条～第63条) ① 届 出 ② 帳簿の備付け等 ③ 国、地方公共団体等に対する特例 ④ 表示義務 ⑤ 価格の表示 第6章 罰 則 (第64条～第67条)	
【附 則】 ① 経過措置 ② 消費税法施行に伴う他法の一部改正	
【別表第一】 非課税項目 (国内取引)	
【別表第二】 非課税項目 (輸入取引)	
【別表第三】 特殊法人等	

1-2 消費税の性格

① 消費税は、ものの消費に対して広く課税

消費税は、酒税などのように特定の物品やサービスに課税する「**個別消費税**」とは異なり、原則として国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供に対して課税されている。

また、輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税されている。

このように、消費税は消費に広く負担を求めるという観点から、「**一般消費税**」と呼ばれている。

法 律	課 税 対 象	税 率
消費税法	物やサービスの消費（広く課税）	10%（軽減税率 8 %）
所得税法	個人の所得	5 %～45%超過累進課税
法人税法	法人の所得	23.2%（普通法人等）
相続税法	財 産	10%～55%超過累進課税

② 消費税の課税権者

税を課す者（課税権者）が誰であるかという観点で税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」、都道府県等の地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

消費税の税率は**10%**であるが、この内訳は、**国税7.8%、地方税2.2%(注)**となっている。

なお、**受験においては、国税7.8%部分に着目**して学習することとなる。

また、消費税の軽減税率 8 %の対象品目（飲食料品や新聞）については、**国税6.24%、地方税1.76%**となっている。

国 税	「消費税(税率7.8%)」「法人税」「所得税」「相続税」等
地方税	「消費税(税率2.2%)」「固定資産税」「事業税」「住民税」等

(注) 従前（令和元年9月30日まで）の消費税の税率は8%であり、この内訳は、国税6.3%、地方税1.7%となっている。

参 考 軽減税率の対象品目

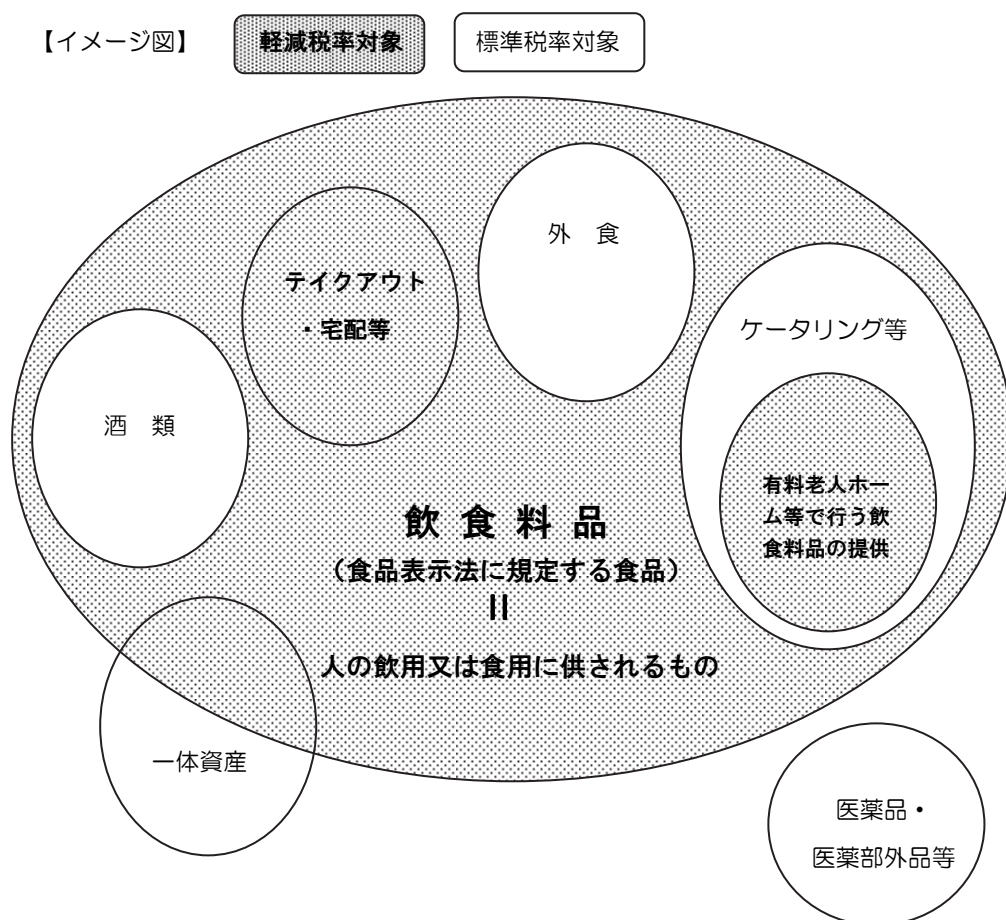
軽減税率 8 %（国税 6. 24 %、地方税 1. 76 %）が適用されるのは、次の対象品目の譲渡である。

(1) 飲食物品

飲食物品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含む。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれない。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、すべての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものである。また、「食品」には、医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は含まれず、食品衛生法に規定する添加物を含む。

【イメージ図】



(2) 新聞

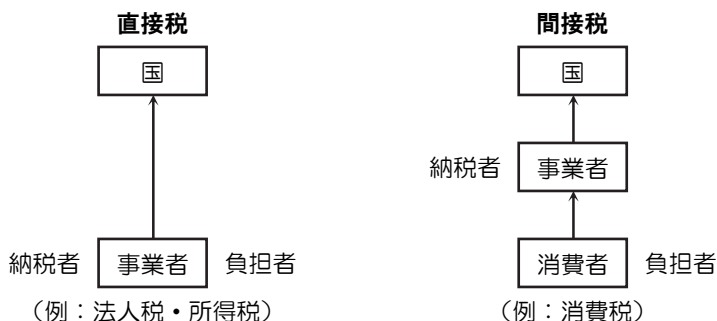
軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものである。

③ 消費税は間接税である

納税者が誰であるかという観点で税金を区分した場合、税の負担者と納税者が同一である税金を「**直接税**」、税の負担者と納税者が異なる税金を「**間接税**」という。

一部の取引を除き、消費税は、法律上の納税者と実際の税の負担者が一致せず、税負担の転嫁が行われることから、間接税であるといえる。

【図 解】



直接税	「法人税」「所得税」「相続税」等
間接税	「消費税」「酒税」等

④ 消費税の徴収方法

税金の徴収方法によって税金を区分した場合、「申告納税方式」と「賦課課税方式」とに区分される。

消費税法は、国内取引に関しては「**申告納税方式**」を採用し、輸入取引に関しては「**申告納税方式**」と「**賦課課税方式**」の両方を採用している。

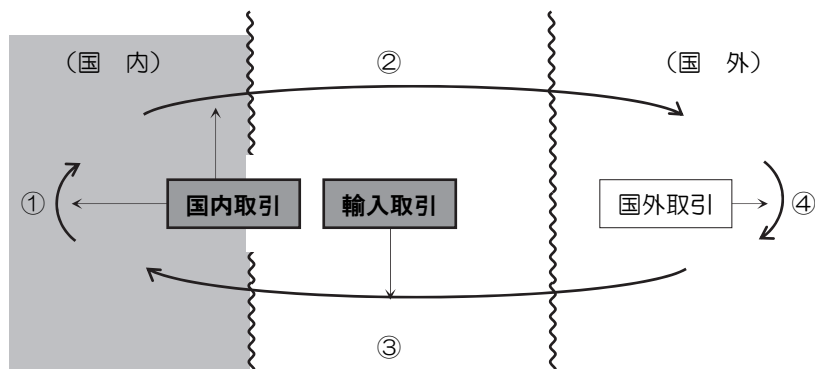
申告納税方式	税金を納税者自らが計算し、自らが申告して納める方法 ⇒「消費税(国内取引)」「消費税(輸入取引)」「法人税」等
賦課課税方式	税金を課する国や地方公共団体が税額を計算し、その計算された税額を納める方法 ⇒「消費税(輸入取引)」「固定資産税」「不動産取得税」等

⑤ 国内取引・輸入取引

取引を大きく区分すると、①「国内取引」②「輸出取引」③「輸入取引」④「国外取引」に分けられる。

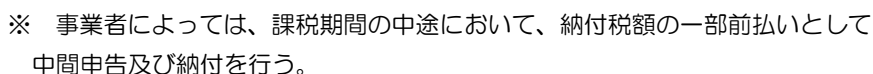
消費税においては、①「国内取引」と②「輸出取引」をまとめた広い意味での「国内取引」と③「輸入取引」を課税の対象取引としている。

【図 解】

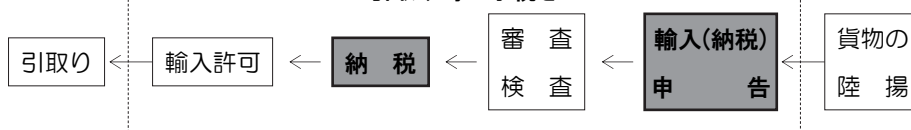


① 国内取引（狭義）	国内取引（広義）	消費税の対象
② 輸出取引		
③ 輸入取引		
④ 国外取引		⇒ 消費税の対象外

(1) 国内取引（例：3月決算法人の場合）



引取り時の手続き



事業者	「個人事業者」と「法人」をいう。
課税期間	個人事業者：1月1日～12月31日（暦年） 法人：事業年度（例：4月1日～翌年3月31日）
売上げ	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念である。棚卸資産に限らず、資産等を売ればすべて「売上げ」となる。
仕入れ	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて「仕入れ」となる。
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。

<メ モ>

1-3 消費税の仕組み

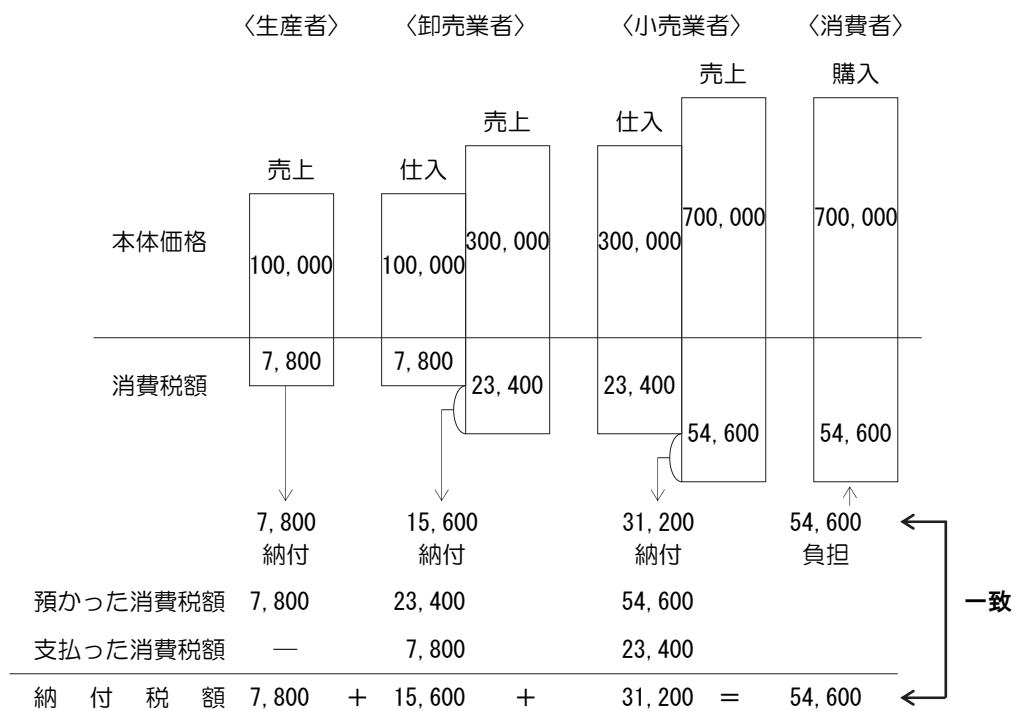
① 多段階累積控除

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、「**多段階累積控除**」の仕組みが採られている。

※ 税率

消費税の税率は10%であるが、この内訳は、国税7.8%、地方税2.2%となっている。**受験においては、国税7.8%部分に着目**して学習することとなる。

【図 解】流通の過程



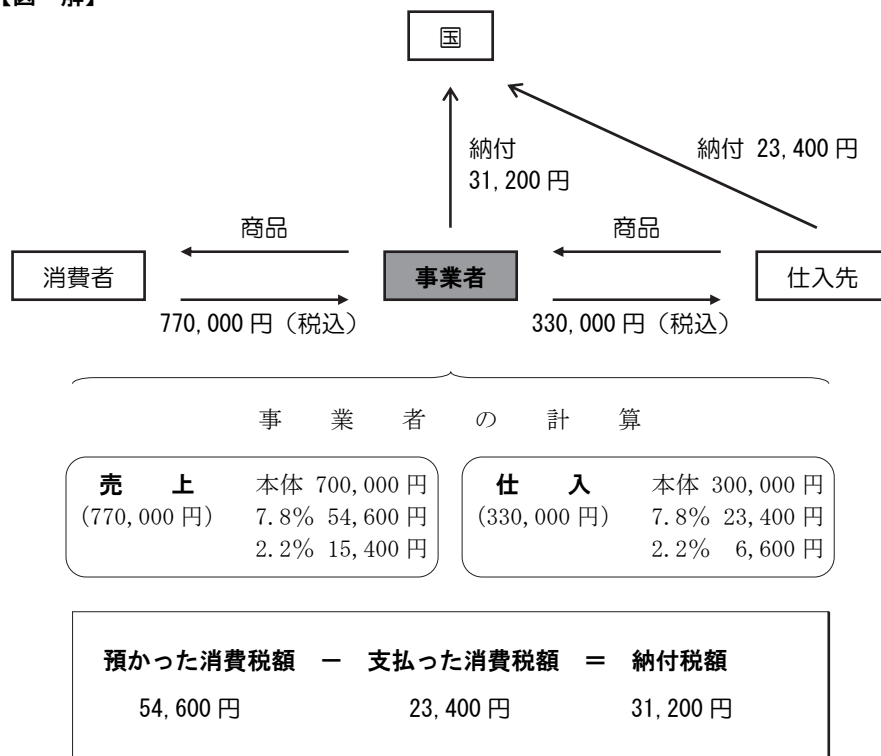
【多段階累積控除】

$$\text{「預かった消費税額」} - \text{「支払った消費税額」} = \text{「納付税額」}$$

② 納付税額の計算の流れ

消費税の仕組みを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は、「**預かった消費税額**」から「**支払った消費税額**」を差し引いて「**納付税額**」を計算し、納めることとなる。

【図 解】



設 例

次の資料から、納付税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 課税売上高 | 129,817,728円 |
| (2) 課税仕入高 | 58,285,988円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 2,080,000円 |

解 説

(1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額の計算）

- ① 「課税標準額」を求める。

イ 一課税期間中に行った課税売上げを税込のまま、すべて合計する。

ロ イの金額に $\frac{100}{110}$ を乗じる。（税抜にする。）

ハ ロの金額の千円未満の端数を切り捨てる。

$$129,817,728 \times \frac{100}{110} = 118,016,116 \longrightarrow 118,016,000 (\text{千円未満切捨})$$

- ② 「課税標準額に対する消費税額」を求める。

①の課税標準額に7.8%を乗じる。

$$118,016,000 \times 7.8\% = 9,205,248$$

(2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額の計算）

① 一課税期間中に行った課税仕入れを税込のまま、すべて合計する。

② ①の金額に $\frac{7.8}{110}$ を乗じる。（国税部分を求める。）

③ 円未満の端数を切り捨てる。

$$58,285,988 \times \frac{7.8}{110} = 4,133,006$$

(3) 差引税額

① 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。

② 百円未満の端数を切り捨てる。

$$9,205,248 - 4,133,006 = 5,072,242 \longrightarrow 5,072,200 (\text{百円未満切捨})$$

(4) 納付税額

中間納付として納付税額を一部前払いしている場合には、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算する。

$$5,072,200 - 2,080,000 = 2,992,200$$

計算パターン

1 課税標準額

$$\text{課税売上高（税込）} \times \frac{100}{110} = \text{XXX,XXX} \rightarrow \text{XXX,000}$$

（千円未満切捨）

2 課税標準額に対する消費税額

$$\text{課税標準額} \times 7.8\% = \text{XXX,XXX}$$

3 控除対象仕入税額

$$\text{課税仕入高（税込）} \times \frac{7.8}{110} = \text{XXX,XXX}$$

4 差引税額

$$\text{課税標準額に対する消費税額} - \text{控除対象仕入税額} = \text{XXX,XXX} \rightarrow \text{XXX,X00}$$

（百円未満切捨）

5 納付税額

$$\text{差引税額} - \text{中間納付消費税額} = \text{XXX,X00}$$

研究 還付を受ける税額があるとき

上記計算パターンにおいて、「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を控除して、控除しきれない場合の4、5の計算は次による。

4' 控除不足還付税額

$$\text{控除対象仕入税額} - \text{課税標準額に対する消費税額} = \text{XXX,XXX}$$

※ 百円未満切捨はしない

5' 中間納付還付税額

$$\text{中間納付消費税額} - \text{差引税額} = \text{XXX,X00}$$

トレーニング 問題 1～6

設 例

次の資料から、納付税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

- (1) 課税売上高 129,817,728円

上記金額には、軽減税率の対象となる飲食料品の販売高が51,927,000円含まれている。

- (2) 課税仕入高 58,285,988円

上記金額には、軽減税率の対象となる飲食料品の仕入高が20,914,000円含まれている。

- (3) 中間納付消費税額 2,080,000円

解 説

軽減税率の対象となる取引がある場合には、適用税率の異なるごとにそれぞれ課税標準額、課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算をすることとなる。

課税標準額の計算での千円未満切捨の処理など計算過程欄での記載方法に注意してほしい。

1 課税標準額

- (1) 7.8%

$$129,817,728 - 51,927,000 = 77,890,728$$

$$77,890,728 \times \frac{100}{110} = 70,809,752 \rightarrow 70,809,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

- (2) 6.24%

$$51,927,000 \times \frac{100}{108} = 48,080,555 \rightarrow 48,080,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

- (3) (1) + (2) = 118,889,000

2 課税標準額に対する消費税額

- (1) 7.8%

$$70,809,000 \times 7.8\% = 5,523,102$$

- (2) 6.24%

$$48,080,000 \times 6.24\% = 3,000,192$$

- (3) (1) + (2) = 8,523,294

3 控除対象仕入税額

(1) 7.8%

$$58,285,988 - 20,914,000 = 37,371,988$$

$$37,371,988 \times \frac{7.8}{110} = 2,650,013$$

(2) 6.24%

$$20,914,000 \times \frac{6.24}{108} = 1,208,364$$

(3) (1) + (2) = 3,858,377

4 差引税額

$$8,523,294 - 3,858,377 = 4,664,917 \rightarrow 4,664,900 \text{ (百円未満切捨)}$$

5 納付税額

$$4,664,900 - 2,080,000 = 2,584,900$$

 **トレーニング 問題 7**

参 考 会 計 処 理

消費税の経理処理の方式としては、税込経理方式と税抜経理方式がある。

<経理方式と仕訳処理>

- (1) 仕入時 商品11,000,000円（税込み）を仕入れ、代金を買掛金とした。
- (2) 売上時 商品33,000,000円（税込み）を売上げ、代金を売掛金とした。
- (3) 決算時
- (4) 納付時 消費税額及び地方消費税額2,000,000円を現金で納付した。

区 分	仕	訳
	税 抜 経 理 方 式	税 込 経 理 方 式
(1)	(仕 入) 10,000,000円 (仮払消費税等) 1,000,000円 / (買 掛 金) 11,000,000円	(仕 入) 11,000,000円 ① / (買 掛 金) 11,000,000円
(2)	(売 掛 金) 33,000,000円 / (売 上) 30,000,000円 (仮受消費税等) 3,000,000円	(売 掛 金) 33,000,000円 / ② (売 上) 33,000,000円
(3)	(仮受消費税等) 3,000,000円 / (仮払消費税等) 1,000,000円 (未払消費税等) 2,000,000円	—
(4)	(未払消費税等) 2,000,000円 / (現 金) 2,000,000円	(租 税 公 課) 2,000,000円 / (現 金) 2,000,000円

<税込経理方式による損益計算書>

消費税法の計算学習は、主に税込経理方式による損益計算書等をベースに進められる。

損 益 計 算 書

I 売 上 高		33,000,000円②
II 売 上 原 価		
期首商品棚卸高	200,000円	
当期商品仕入高	11,000,000円①	
合 計	11,200,000円	
期末商品棚卸高	250,000円	10,950,000円
売 上 総 利 益		22,050,000円

＜税額の計算＞

(例)	課税売上高	33,000,000円
	課税仕入高	11,000,000円

1 課税標準額

$$33,000,000 \times \frac{100}{110} = 30,000,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$30,000,000 \times 7.8\% = 2,340,000$$

3 控除対象仕入税額

$$11,000,000 \times \frac{7.8}{110} = 780,000$$

4 差引税額

$$2,340,000 - 780,000 = 1,560,000 \text{ (百円未満切捨)}$$

＜地方消費税額の計算＞

$$1,560,000 \times \frac{22}{78} = 440,000 \text{ (百円未満切捨)}$$

なお、税抜経理方式の場合には次のとおりとなる。

(例)	課税売上高	30,000,000円 (仮受消費税等 3,000,000円)
	課税仕入高	10,000,000円 (仮払消費税等 1,000,000円)

1 課税標準額

$$(30,000,000 + 3,000,000) \times \frac{100}{110} = 30,000,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$30,000,000 \times 7.8\% = 2,340,000$$

3 控除対象仕入税額

$$(10,000,000 + 1,000,000) \times \frac{7.8}{110} = 780,000$$

4 差引税額

$$2,340,000 - 780,000 = 1,560,000 \text{ (百円未満切捨)}$$

<メ モ>

テーマ 2

国内取引の課税の対象

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

消費税の納付税額を計算するにあたっては、**どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのか**を判断できなければならない。これは、消費税法を学習するにあたって、最も重要な論点である。

ここでは国内取引の課税の対象について学習する。

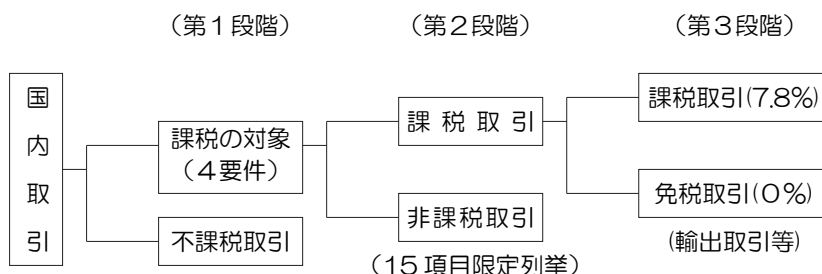


このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
2-1	課税の対象の概要	No.1 第1回
2-2	国内において行うもの	No.1 第1回

2-1 課税の対象の概要

消費税が課税される取引を、次の手順に従って分類していくこととなる。



① 課税の対象と不課税取引

国内取引の分類の手順として第一にしなければならないのが、「**課税の対象**」と「**不課税取引**」を分けることである。

課税の対象とは「**消費税法が適用されるもの**」という意味である。この課税の対象とならない取引を不課税取引といい、消費税の計算では考慮しない。

(1) 課税の対象 (国内取引)(法4①)

国内において事業者が行った**資産の譲渡等**には、**消費税を課する**。

(注) 上記の「資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。(詳細はNo. 4で学習予定)

(2) 資産の譲渡等 (法2①八)

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

(3) 国内取引の課税の対象となるための4要件

上記(1)及び(2)から、次の4要件が導き出され、この**4要件をすべて満たした場合**に、国内取引の課税の対象（消費税法が適用されるもの）となる。

なお、この4要件は、**最重要論点**である。

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（※）であること。

※ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（＝売上げ）

消費税法上は、取引の形態を次の3つに分類し、売上げを認識している。

イ 資産の譲渡 …… 商品の販売、資産の売却など

ロ 資産の貸付け … 建物の賃貸、自動車のレンタルなど

ハ 役務の提供 …… サービスの提供（広告宣伝、修理など）を行うことなど



条文構成をチェック！（資産の譲渡等の定義） → M1-1の1(2)①

事業として/ 対価を得て行われる

資産の $\left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡} \\ \text{及び} \\ \text{貸付け} \end{array} \right\}$ 並びに/ 役務の提供をいう。

➡ トレーニング 問題 8・9

設 例

次の取引のうち「課税の対象」となるものを選びなさい。なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が商品を国内の得意先に販売（有償の譲渡）した。
- (2) 法人が商品を国外の得意先に輸出販売した。
- (3) 法人が株式を売却（有償の譲渡）した。
- (4) 法人が従業員に車両を贈与（無償の譲渡）した。

解 説

【解 答】

- (1)、(2)、(3)

【解 説】

課税の対象の4要件をすべて満たすか否かを判定する。

ただし、本設例は問題文より「①国内において（国内取引）」という要件は満たしているため、残りの3つの要件について判定することとなる。

- (1) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当（テーマ2－3（P.39）において詳細学習）
③対価を得て…販売代金を収受している
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…商品の販売は「資産の譲渡」に該当
∴ 課税の対象となる

- (2) (1)と同様に判定 ∴ 課税の対象となる

(注) 輸出取引は、広い意味での国内取引に含まれるため（テーマ1－2（P.9）参照）、国内取引の要件は満たしていることに注意する。

- (3) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
③対価を得て…売却代金を収受している
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…株式の売却は「資産の譲渡」に該当
∴ 課税の対象となる

- (4) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
③対価を得て…贈与であるため、対価を収受していない
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…車両の贈与は「資産の譲渡」に該当
∴ 課税の対象とならない

② 課税取引と非課税取引

(1) 非課税取引（法6①）

「税の性格から課税することになじまないもの」や「社会政策的な配慮に基づくもの」等の特殊な性質のものをいくつか選び出し、限定して、それらについて消費税を課税しないこととしている。

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

【国内取引の非課税（別表第一）】

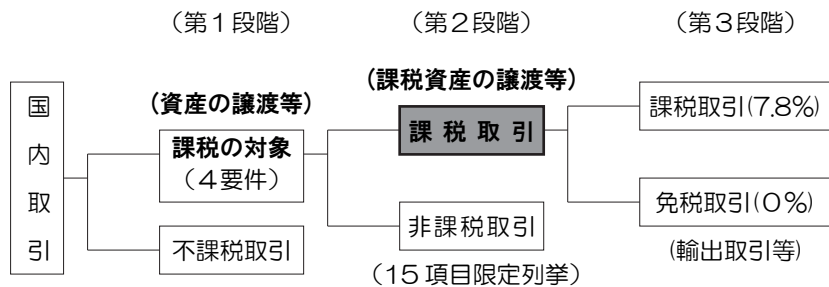
税の性格から課税することになじまないもの	
1	土地等の譲渡、貸付け
2	有価証券等の譲渡
3	利子に対価とする金銭の貸付け等
4	郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡
5	物品切手等の譲渡
6	行政手数料等
7	外国為替業務に係る役務の提供
社会政策的な配慮に基づくもの	
8	社会保険医療等
9	社会福祉事業等
10	助産に係る資産の譲渡等
11	埋葬料、火葬料に対価とする役務の提供
12	身体障害者用物品の譲渡等
13	学校等の教育に関する役務の提供
14	教科用図書の譲渡
15	住宅の貸付け

(2) 課税取引（法2①九）

「資産の譲渡等」から上記(1)の「非課税取引」を除いた取引が「課税取引」となる。条文上は「課税資産の譲渡等」として規定されている。

課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

【図 解】



③ 免税取引

「消費地課税主義」の観点から、一定の輸出取引については消費税を免除する規定が定められている。

【輸出免税等】（法7①）

事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、**輸出取引等（※）**に該当するものについては、**消費税を免除する。**

（注）上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。（詳細はNo. 4で学習予定）

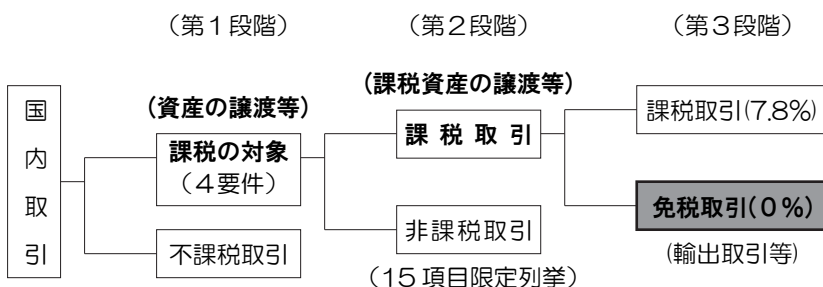
※ 輸出取引等とは

- ① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡、貸付け
- ② …以下省略

免税取引は、課税資産の譲渡等（課税取引）ではあるが、消費税がかからないことから、この「免税取引」のことを「**0%課税取引**」とも呼ぶ。

詳細は、テーマ6（P.75～）で学習する。

【図 解】



参考 消費地課税主義とは？

国内において消費される商品やサービスについて税負担を求めることを「**消費地課税主義**」という。したがって、日本の消費税を輸出先である国外（法施行地外）に居住する者に負担させることを防ぐため、法施行地外で商品やサービスが消費されることとなる輸出取引等については、消費税を免除している。

設 例

次の取引を「課税取引（7.8%）」「免税取引」「非課税取引」「不課税取引」に分類しなさい。

なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が商品（車両）を国内の得意先に販売（有償の譲渡）した。
- (2) 法人が商品（車両）を国外の得意先に輸出販売した。
- (3) 法人が株式を売却（有償の譲渡）した。
- (4) 法人が従業員に車両を贈与（無償の譲渡）した。

解 説

【解 答】

- (1) 課税取引
- (2) 免税取引
- (3) 非課税取引
- (4) 不課税取引

【解 説】

- (1) 第1段階…課税の対象の4要件を満たすため、課税の対象となる
第2段階…非課税取引に該当しない
第3段階…輸出取引等に該当しない ∴ 課税取引（7.8%）
- (2) 第1段階…課税の対象の4要件を満たすため、課税の対象となる
第2段階…非課税取引に該当しない
第3段階…輸出取引等に該当する ∴ 免税取引
- (3) 第1段階…課税の対象の4要件を満たすため、課税の対象となる
第2段階…非課税取引（有価証券等の譲渡）に該当する ∴ 非課税取引
- (4) 第1段階…課税の対象の4要件を満たしていない（対価を収受していない）ため、不課税取引となる

2-2 国内において行うもの

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、**次の場所が国内にあるかどうか**により行う。

※ 特定仕入れの場合は、No. 4 テキストで学習予定。

① 資産の譲渡又は貸付け（法4③一、令6①）

原則	譲渡又は貸付けが行われる 時 における、 その資産の所在場所
例外	その資産が船舶、特許権等である場合には、その譲渡又は貸付けが行われる 時 における、 登録機関の所在地 その他一定の所在地等

② 役務の提供（法4③二、令6②）

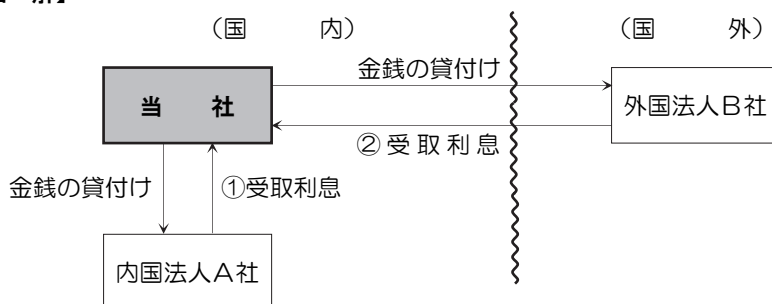
電気通信利用役務の提供である場合は、No. 4 テキストで学習予定。

原則	役務の提供が行われた場所
例外	その役務の提供が国際運輸、国際通信等で役務の提供が行われた場所が明らかでないものは、一定の場所

③ 利子に対価とする金銭の貸付け等（令6③）

貸付け等を行う者の 事務所等の所在地

【図 解】



①、②いずれの受取利息も、貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

プラスα 国内取引の判定

1 資産の譲渡又は貸付けの場合の例外の細目（令6①）～抜粋～

船	舶	船舶の登録機関の所在地
航	空	航空機の登録機関の所在地
鉱	業	鉱区の所在地
租	鉱	租鉱区の所在地
採	石	採石場の所在地
特	許	登録機関の所在地 〔 2以上の国において登録をしている場合には、 権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地 〕
実	用	
意	匠	
商	標	
上記権利の利用権等		
著	作	これらのものの譲渡又は貸付けを行う者の住所地
特別の技術による生産方式（ノウハウ）		
ゴルフ場利用株式等		ゴルフ場等の所在地
上記のほかその所在場所が明らかでない場合		譲渡又は貸付けを行う者の事務所等の所在地

※ { 住 所 地……住所、本店若しくは主たる事務所の所在地
事務所等の所在地……事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

2 役務の提供の場合の例外の細目（令6②）～抜粋～

国	際	運	輸	出発地、発送地又は到着地のいずれか
国	際	通	信	発信地又は受信地のいずれか
国	際	郵	便	差出地又は配達地のいずれか
保	険	保険会社の保険契約に係る事務所等の所在地		
上記のほか役務の提供が国内及び国外にわたって行われるものその他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの				役務の提供を行う者の事務所等の所在地



留意点 国内取引の判定のポイント

(1) 資産の譲渡又は貸付けの場合

- ① 原則 譲渡又は貸付け時におけるその資産の所在場所
- ② 例外 譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地

(2) 役務の提供の場合

- ① 原則 役務の提供が行われた場所
- ② 例外 発送地等又は到着地等

(3) 利子に対価とする金銭の貸付け等

貸付け等を行う者の事務所等の所在地

※ 受験上、特に指示がない場合は国内取引として取扱う。

設 例

次に掲げる取引のうち、国内取引となるものを選びなさい。

- (1) 内国法人がハワイにある建物を売却する行為
- (2) 内国法人が鹿児島にある土地を貸付ける行為
- (3) 内国法人が大阪から京都まで貨物を輸送する行為
- (4) 内国法人が東京から香港への国際電話料金を受取る行為
- (5) 内国法人が内国法人（銀行）から預金の利息を受取る行為
- (6) 内国法人が外国法人から貸付金の利息を受取る行為

解 説

【解 答】

(2)、(3)、(4)、(5)、(6)

【解 説】

- (1) 売却時の建物の所在場所がハワイであるため国外取引
- (2) 貸付け時の土地の所在場所が日本であるため国内取引
- (3) 大阪・京都間は国内の運輸であるため国内取引
- (4) 国際電話は発信地が日本であるため国内取引
- (5) (6) 貸付け等を行う者の事務所等の所在地が日本であるため、いずれも国内取引

 トレーニング 問題11・12

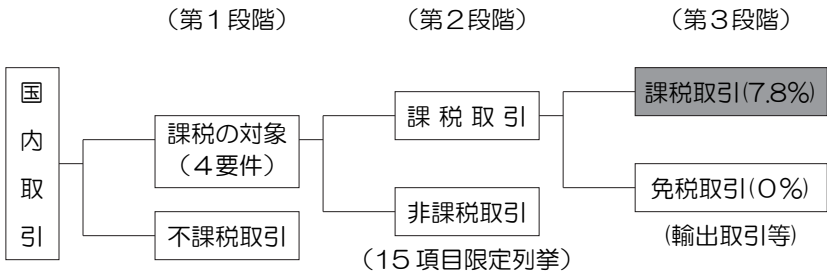
！今回のポイント

●テーマ1 消費税の概要

1. 消費税の税率は10%であるが、その内訳は国税7.8%、地方消費税2.2%である。
2. 消費税は「間接税」である。
3. 消費税においては、「国内取引」と「輸入取引」に分けて課税する。
4. 消費税において、事業者とは「個人事業者」と「法人」をいう。
5. 消費税の納付税額は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて求める。計算パターンをしっかりと押さえること。

●テーマ2 国内取引の課税の対象

1. 課税の対象となるための4要件を押さえる。
 - ① 国内において行うものであること。
 - ② 事業者が事業として行うものであること。
 - ③ 対価を得て行うものであること。
 - ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること。
2. 次のチャート図を押さえること。



3. 「国内取引の判定」の詳細を押さえる。

【国内取引の判定のポイント】

(1) 資産の譲渡又は貸付けの場合

原則	譲渡又は貸付け時におけるその資産の所在場所
例外	譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地

(2) 役務の提供の場合

原則	役務の提供が行われた場所
例外	発送地等又は到着地等

(3) 利子を対価とする金銭の貸付け等の場合

貸付け等を行う者の事務所等の所在地

課税の対象

<メ モ>

